

【施設利用料について】

1. 施設利用料は、月末締めで、翌月の 10 日以降に請求書を発行いたします。
2. 入所に係る利用料は、事務所のカウンターに用意しますので面会時にお持ちください。
お支払いは 1 週間以内に請求書とともに病院受付窓口 でお願ひします。
※お支払い受付日時： 9 時～ 17 時（全日可能）
※協力歯科医院にて歯科診療（往診）を受けた場合の一部負担につきましては、明細書が発行されますので、「山川歯科医院」の受付窓口にてお支払いをお願い致します。
3. 通所に係る利用料は、クリアケースに入れて請求書をお渡しします。 お支払いは 1 週間以内に
①請求書とともに病院受付窓口又は②現金を封筒に入れ職員にお渡しください。
さい。
4. 施設利用料は下記のとおりです。
(1) **入所の利用料**（①②を合計した金額） ※表記の金額は 1 割負担の対象者です
① 介護保健施設サービス費（保険一部負担金、1 日あたり）
 - * 在宅復帰、在宅療養支援を進めている施設として要する費用。34 円/日
 - * 入所後 30 日間は、上記施設サービス費に 30 円加算されます。（初期加算）
 - * 外泊された場合は、1 日につき別記施設サービス費にかえて 362 円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなります。
 - * 週に 3 日以上、集中的に個別リハビリテーションを行った場合、240 円/日
 - * 施設の管理栄養士が栄養ケア計画を立てて、栄養管理を行った場合、14 円/日。
 - * 摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に施設職員等の多職種協働で経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士等が栄養管理を行った場合、
 - ・経口維持加算（Ⅰ）400 円/月
 - ・経口維持加算（Ⅱ）100 円/月
 - * 経管栄養の入所者に施設職員等の多職種協働で経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び言語聴覚士または看護職員による支援が行われた場合、
経口移行加算 28 円/日
 - * 低栄養のリスクの高い入所者に施設職員等の多職種協働で低栄養を改善するための計画を作成し、定期的に食事の観察や栄養状態、試行などを踏まえた栄養、食事調整を行った場合、
低栄養リスク改善加算 300 円/月
 - * 入所者が医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理（経管栄養、嚥下調整食等）が必要となった場合について、当施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合、 再入所時栄養連携加算 400 円/回
 - * 医師の指示に基づく食事が提供された場合（療養食加算）、 6 円/食。
 - * 排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合、 排せつ支援加算 100 円/月
 - * 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合、 褥瘡マネジメント加算 10 円/月
 - * 所定の疾患（肺炎、尿路感染症、带状疱疹）で治療を行った場合、480 円/日。
 - * 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言や指導を月 1 回以上行った場合、（口腔衛生管理体制） 30 円/月

* 入所者やご家族に退所に関連した指導などを行った場合は、次の料金が加算されます。

ア 入所前後の療養指導を居宅に伺い、指導を行った場合、

- ・入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450円/回
- ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 480円/回

イ 1. 退所後の主治医に診療情報を示す文書を添えて紹介を行った場合、500円

2. 退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対し、必要な情報を提供し、かつ、事業者と連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合、500円。

ウ ア、イのほか、退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、300円。

* 施設で看取りを行った場合：1, 650円（死亡日）

（ターミナルケア）：820円/日（死亡日以前2日～3日まで）

：160円/日（死亡日以前4日～30日まで）

* サービス提供体制強化加算：18円/日（介護福祉士が6割以上勤務している場合）

* 夜勤職員配置加算：24円/日（夜勤職員を基準以上配置している場合）

※医療機関受診により検査等を行った場合や診断書等の書類を作成した場合は一部（または全部）の負担金が発生します。

② 保険対象外の利用料

費目	金額	備考
食費	朝食	450円 1食
	昼食	650円 1食
	夕食	550円 1食
居住費	550円	多床室利用時
居住費	1, 640円	従来型個室利用時
日用品費	100円	日額（石鹸、シャンプー、おしぼり、ティッシュ、トレットペーパー等）
教養娯楽費	100円	日額（文具類、倶楽部、レクリエーション材料等）
個室料金	※1, 100円	日額（希望者）
2人部屋料金	※ 550円	日額（希望者）
私物洗濯代（大）	150円	1枚（バスタオル・上着等）
私物洗濯代（中）	100円	1枚（パジャマ・下着等）
私物洗濯代（小）	50円	1枚（タオル・靴下等）
理髪代	1, 800～5, 000円	毎月第2、4月曜日が散髪日です

※印の費目には、消費税10%が含まれています。

【業者による洗濯代行について】 利用者個人の洗濯は原則、御家族の方が行なうこととなっております。しかし、家族がいない、遠方である、また、緊急やむを得ない事情等により、洗濯が出来ないご家族につきましては、委託業者による洗濯代行サービスのご利用が可能です。ご希望のある方はお申し付け下さい。 4, 000円～5, 000円/月程度

(2) 短期入所・介護予防短期入所の利用料

(①②③を合計した金額)

① 短期(介護予防)入所療養介護費(保険一部負担金、1日あたり)

② 入退所の際、送迎サービスを利用された場合は、片道につき184円加算されます。

- * 在宅復帰、在宅療養支援を進めている施設として要する費用。34円/日
- * 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が医師の指示を受け、個別リハビリ計画を作成し、それに基づき個別リハビリテーションを行った場合 240円/日。
- * 利用者の病状等に応じ、主治医が食事箋を発行し、その食事箋に基づき、療養食が提供された場合 8円/食。
- * 病院受診により保険算定できる検査等を行った場合は、一部負担金が発生します。
- * サービス提供体制強化加算：18円/日(介護福祉士が6割以上勤務している場合)
- * 夜勤職員配置加算：24円/日(夜勤職員を基準以上配置している場合)

③ 保険対象外の利用料

費目	金額	備考
食費	朝食	450円 1食
	昼食	650円 1食
	夕食	550円 1食
居住費	550円	多床室利用時
居住費	1,640円	従来型個室利用時
日用品費	100円	日額(石鹸、シャンプー、おしぼり、ティッシュ、トイレットペーパー等)
教養娯楽費	100円	日額(文具類、倶楽部、レクリエーション材料等)
個室料金	※1,100円	日額
2人部屋料金	※550円	日額
私物洗濯代(大)	150円	1枚(バスタオル・上着等)
私物洗濯代(中)	100円	1枚(パジャマ・下着等)
私物洗濯代(小)	50円	1枚(タオル・靴下等)
理髪代	1,800~5,000円	毎月第2、4月曜日が散髪日です

※印の費目には、消費税10%が含まれています。

(3) 通所リハビリテーションの利用料

(①②③を合計した金額)

- ① 通所リハビリテーション費（保険一部負担金、1日あたり）
- ② 通所リハ計画、入浴介助を行うこととなっている場合、50円加算されます。
 - * 通所リハ計画上に位置づけられ、低栄養状態又はその恐れのある利用者にその改善を目的に実施される栄養食事相談等を管理栄養士が行った場合、月に2回（3月以内）を限度に（150円／1回）加算されます。
 - * 管理栄養士以外の介護職員等での実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合、5円／回（6月に1回を限度）
 - * 通所リハ計画上に位置づけられ、口腔機能の低下又はその恐れのある利用者にその向上を目的に個別に実施される口腔清掃の指導、若しくは実施、摂食・嚥下訓練の指導、若しくは実施を言語聴覚士又は看護職員等が行った場合、月に2回（3月以内）を限度に（150円／1回）加算されます。
 - * 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働して継続的にリハビリテーションの質を管理した場合 330円／月。
 - * 通所リハ計画上に位置づけられ、個別リハビリテーションを短期間に集中的（1日40分以上を週2回以上）に行った場合、下記の費用が加算されます。
 - ・ 退院（退所）日又は認定日から1月超3月以内に行った場合、 110円／日
 - * サービス提供体制強化加算：18円／日（介護福祉士が50%以上勤務している場合）
 - * 施設で送迎を行わない場合は47円／（片道）が減算されます。
 - * 中重度77体制加算：20円／日（要介護3以上の占める割合が全体の30%以上等）
 - * リハビリテーション提供体制加算
 - ・ 3時間以上4時間未満 12円／回
 - ・ 4時間以上5時間未満 16円／回
 - ・ 5時間以上6時間未満 20円／回
 - ・ 6時間以上7時間未満 24円／回

③ 保険対象外の利用料

費	目	金 額	備 考
食 費	朝 食	450円	1食
	昼 食	650円	1食
	夕 食	550円	1食
日用品費		50円	日額（石鹸、シャンプー、おしぼり、ティッシュ、トイレットペーパー等）
教養娯楽費		100円	日額（文具類、倶楽部、レクリエーション材料等）
紙おむつ代		150円	1枚
はくパンツ代		180円	1枚
平おむつ代		50円	1枚
尿取りパッド代		30円	1枚

(4) 介護予防通所リハビリテーション利用料

(①②③を合計した金額)

- ① 要支援1 1,712円 / 月
 要支援2 3,615円 / 月
- ② (A) 介護予防通所リハ計画上に位置づけられ、利用者の運動機能の向上を目的として個別にリハビリテーションを行った場合、225円/月。
 (B) 介護予防通所リハ計画上に位置づけられ、低栄養状態又はその恐れのある利用者にその改善を目的に実施される栄養食事相談等を管理栄養士が行った場合、150円/月。
 (C) 介護予防通所リハ計画上に位置づけられ、口腔機能の低下又はその恐れのある利用者にその向上を目的に、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施、摂食・嚥下訓練の指導若しくは実施を看護師等が行った場合、150円/月。
- * サービス利用をする日に(A)、(B)、(C)いずれかのサービスを実施していることを要件に2種類のサービスを実施した場合480円/月。3種類のサービスを実施した場合、700円/月。
 - * 管理栄養士以外の介護職員等での実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合、5円/回(6月に1回を限度)
 - * 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働して継続的にリハビリテーションの質を管理した場合 330円/月。
 - * サービス提供体制強化加算(介護福祉士が50%以上勤務している場合)
 - ・要支援1： 72円/月
 - ・要支援2： 144円/月

③ 保険対象外の利用料

費目	金額	備考
食費	朝食	450円 1食
	昼食	650円 1食
	夕食	550円 1食
日用品費	50円	日額(石鹸、シャンプー、おしぼり、ティッシュ、トイレットペーパー等)
教養娯楽費	100円	日額(文具類、倶楽部、レクリエーション材料等)
紙おむつ代	150円	1枚
はくパンツ代	180円	1枚
平おむつ代	50円	1枚
尿取りパッド代	30円	1枚

入所利用料個人負担(概算)

(1)入所利用料(1日当たり)

(単位:円)

多床室 (第4段階)	体制強化 加算	栄養マニ ジメント 強化加算	在宅復帰 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	788	18	11	34	550	1,650	200	3,251	97,530
要介護2	836	18	11	34	550	1,650	200	3,299	98,970
要介護3	898	18	11	34	550	1,650	200	3,361	100,830
要介護4	949	18	11	34	550	1,650	200	3,412	102,360
要介護5	1,003	18	11	34	550	1,650	200	3,466	103,980

(2)個室入所の利用料(1日当たり)

個室 (第4段階)	体制強化 加算	栄養マニ ジメント 強化加算	在宅復帰 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	714	18	11	34	1,640	1,650	200	4,267	128,010
要介護2	759	18	11	34	1,640	1,650	200	4,312	129,360
要介護3	821	18	11	34	1,640	1,650	200	4,374	131,220
要介護4	874	18	11	34	1,640	1,650	200	4,427	132,810
要介護5	925	18	11	34	1,640	1,650	200	4,478	134,340

※個室利用の場合は特別室料として別途1日に1,100円かかります。

※二人室利用の場合は特別室料として別途1日に550円かかります。

・入所後30日間は初期加算として30円/日かかります。

・医師の指示により療養食が提供される場合は6円/食かかります。

・短期集中リハビリ加算は入所から3ヶ月以内に週3回以上の個別リハビリを行った場合240円/回かかります。

・安全対策体制加算として入所時に20円かかります

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。

※介護保険負担限度額認定証(特定入所者)の対象利用者

(第1段階) ※生活保護受給者など

多床室	体制強化 加算	栄養マニ ジメント 強化加算	在宅復帰 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	788	18	11	34	0	300	200	1,351	40,530
要介護2	836	18	11	34	0	300	200	1,399	41,970
要介護3	898	18	11	34	0	300	200	1,461	43,830
要介護4	949	18	11	34	0	300	200	1,512	45,360
要介護5	1,003	18	11	34	0	300	200	1,566	46,980

(第2段階) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が年80万円以下の人

多床室	体制強化 加算	栄養マニ ジメント 強化加算	在宅復帰 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	788	18	11	34	370	390	200	1,811	54,330
要介護2	836	18	11	34	370	390	200	1,859	55,770
要介護3	898	18	11	34	370	390	200	1,921	57,630
要介護4	949	18	11	34	370	390	200	1,972	59,160
要介護5	1,003	18	11	34	370	390	200	2,026	60,780

(第3段階①) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が80万円以上120万円以下の人

多床室	体制強化 加算	栄養マニ ジメント 強化加算	在宅復帰 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	788	18	11	34	370	650	200	2,071	62,130
要介護2	836	18	11	34	370	650	200	2,119	63,570
要介護3	898	18	11	34	370	650	200	2,181	65,430
要介護4	949	18	11	34	370	650	200	2,232	66,960
要介護5	1,003	18	11	34	370	650	200	2,286	68,580

入所利用料個人負担(概算)

(第3段階②) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が120万円超の人

多床室	体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	788	18	11	34	370	1,360	200	2,781	83,430
要介護2	836	18	11	34	370	1,360	200	2,829	84,870
要介護3	898	18	11	34	370	1,360	200	2,891	86,730
要介護4	949	18	11	34	370	1,360	200	2,942	88,260
要介護5	1,003	18	11	34	370	1,360	200	2,996	89,880

(第1段階) ※生活保護受給者など

個室	体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	714	18	11	34	490	300	200	1,767	53,010
要介護2	759	18	11	34	490	300	200	1,812	54,360
要介護3	821	18	11	34	490	300	200	1,874	56,220
要介護4	874	18	11	34	490	300	200	1,927	57,810
要介護5	925	18	11	34	490	300	200	1,978	59,340

(第2段階) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が年80万円以下の人

個室	体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	714	18	11	34	490	390	200	1,857	55,710
要介護2	759	18	11	34	490	390	200	1,902	57,060
要介護3	821	18	11	34	490	390	200	1,964	58,920
要介護4	874	18	11	34	490	390	200	2,017	60,510
要介護5	925	18	11	34	490	390	200	2,068	62,040

(第3段階①) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が80万円以上120万円以下の人

個室	体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	714	18	11	34	1,310	650	200	2,937	88,110
要介護2	759	18	11	34	1,310	650	200	2,982	89,460
要介護3	821	18	11	34	1,310	650	200	3,044	91,320
要介護4	874	18	11	34	1,310	650	200	3,097	92,910
要介護5	925	18	11	34	1,310	650	200	3,148	94,440

(第3段階②) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が120万円超の人

個室	体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	月額 (30日)	
要介護1	714	18	11	34	1,310	1,360	200	3,647	109,410
要介護2	759	18	11	34	1,310	1,360	200	3,692	110,760
要介護3	821	18	11	34	1,310	1,360	200	3,754	112,620
要介護4	874	18	11	34	1,310	1,360	200	3,807	114,210
要介護5	925	18	11	34	1,310	1,360	200	3,858	115,740

※個室利用の場合は特別室料として別途1日に1,100円かかります。

※二人室利用の場合は特別室料として別途1日に550円かかります。

・入所後30日間は初期加算として30円/日かかります。

・医師の指示により療養食が提供される場合は6円/食かかります。

・短期集中リハビリ加算は入所から3ヶ月以内に週3回以上の個別リハビリを行った場合240円/回かかります。

・安全対策体制加算として入所時に20円かかります

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。

短期入所利用料個人負担(概算)

(1)短期入所の利用料(1日当たり)

(単位:円)

多床室 (第4段階)	提供体制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要介護1	827	18	34	550	1,650	200	3,279	22,953
要介護2	876	18	34	550	1,650	200	3,328	23,296
要介護3	939	18	34	550	1,650	200	3,391	23,737
要介護4	991	18	34	550	1,650	200	3,443	24,101
要介護5	1,045	18	34	550	1,650	200	3,497	24,479

(2)個室短期入所利用料

個室 (第4段階)	提供体制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要介護1	752	18	34	1,640	1,650	200	4,294	30,058
要介護2	799	18	34	1,640	1,650	200	4,341	30,387
要介護3	861	18	34	1,640	1,650	200	4,403	30,821
要介護4	914	18	34	1,640	1,650	200	4,456	31,192
要介護5	966	18	34	1,640	1,650	200	4,508	31,556

※個室利用の場合は特別室料として別途1日に1,100円

※二人室利用の場合は特別室料として別途1日に550円がかかります。

※上記の他、送迎を施設で行った場合 片道:184円

※医師の指示により施設で療養食を提供した場合 1食:8円

※個別リハビリを行った場合 1日:240円

上記の費用がそれぞれ加算されます。

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。

介護保険負担限度額認定証(特定入所者)の対象利用者

<多床室の場合>

(第1段階) ※生活保護受給者など

(単位:円)

多床室	提供体制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要介護1	827	18	34	0	300	200	1,379	9,653
要介護2	876	18	34	0	300	200	1,428	9,996
要介護3	939	18	34	0	300	200	1,491	10,437
要介護4	991	18	34	0	300	200	1,543	10,801
要介護5	1,045	18	34	0	300	200	1,597	11,179

(第2段階) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が年80万円以下の人

多床室	提供体制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要介護1	827	18	34	370	600	200	2,049	14,343
要介護2	876	18	34	370	600	200	2,098	14,686
要介護3	939	18	34	370	600	200	2,161	15,127
要介護4	991	18	34	370	600	200	2,213	15,491
要介護5	1,045	18	34	370	600	200	2,267	15,869

(第3段階①) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が80万円以上120万円以下の人

多床室	提供体制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要介護1	827	18	34	370	1,000	200	2,449	17,143
要介護2	876	18	34	370	1,000	200	2,498	17,486
要介護3	939	18	34	370	1,000	200	2,561	17,927
要介護4	991	18	34	370	1,000	200	2,613	18,291
要介護5	1,045	18	34	370	1,000	200	2,667	18,669

短期入所利用料個人負担(概算)

(第3段階②) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が120万円超の人

多床室		提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要介護1	827	18	34	370	1,300	200	2,749	19,243
要介護2	876	18	34	370	1,300	200	2,798	19,586
要介護3	939	18	34	370	1,300	200	2,861	20,027
要介護4	991	18	34	370	1,300	200	2,913	20,391
要介護5	1,045	18	34	370	1,300	200	2,967	20,769

<個室の場合>

(第1段階) ※生活保護受給者など

(単位:円)

個室		提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要介護1	752	18	34	490	300	200	1,794	12,558
要介護2	799	18	34	490	300	200	1,841	12,887
要介護3	861	18	34	490	300	200	1,903	13,321
要介護4	914	18	34	490	300	200	1,956	13,692
要介護5	966	18	34	490	300	200	2,008	14,056

(第2段階) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が年80万円以下の人

個室		提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要介護1	752	18	34	490	390	200	1,884	13,188
要介護2	799	18	34	490	390	200	1,931	13,517
要介護3	861	18	34	490	390	200	1,993	13,951
要介護4	914	18	34	490	390	200	2,046	14,322
要介護5	966	18	34	490	390	200	2,098	14,686

(第3段階①) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が80万円以上120万円以下の人

個室		提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要介護1	752	18	34	1,310	1,000	200	3,314	23,198
要介護2	799	18	34	1,310	1,000	200	3,361	23,527
要介護3	861	18	34	1,310	1,000	200	3,423	23,961
要介護4	914	18	34	1,310	1,000	200	3,476	24,332
要介護5	966	18	34	1,310	1,000	200	3,528	24,696

(第3段階②) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が120万円超の人

個室		提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要介護1	752	18	34	1,310	1,300	200	3,614	25,298
要介護2	799	18	34	1,310	1,300	200	3,661	25,627
要介護3	861	18	34	1,310	1,300	200	3,723	26,061
要介護4	914	18	34	1,310	1,300	200	3,776	26,432
要介護5	966	18	34	1,310	1,300	200	3,828	26,796

※個室利用の場合は特別室料として別途1日に1,100円

※二人室利用の場合は特別室料として別途1日に550円かかります。

※上記の他、送迎を施設で行った場合 片道:184円

※医師の指示により施設で療養食を提供した場合 1食:8円

※個別リハビリを行った場合 1日:240円

上記の費用がそれぞれ加算されます。

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。

介護予防短期入所療養介護利用料(概算)

(1) 予防短期入所の利用料(1日当たり)

(単位:円)

多床室 (第4段階)		サービス提供体 制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要支援1	610	18	34	550	1,650	200	3,062	21,434
要支援2	768	18	34	550	1,650	200	3,220	22,540

(2) 予防短期入所の利用料(1日あたり)

個室 (第4段階)		サービス提供体 制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要支援1	577	18	34	1,640	1,650	200	4,119	28,833
要支援2	721	18	34	1,640	1,650	200	4,263	29,841

※個室利用の場合は特別室料として別途1日に1,100円

※二人室利用の場合は特別室料として別途1日に550円がかかります。

※上記の他、送迎を施設で行った場合 片道:184円

※医師の指示により施設で療養食を提供した場合 1食:8円

※個別リハビリを行った場合 1日:240円

上記の費用がそれぞれ加算されます。

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。

介護保険負担限度額認定証(特定入所者)の対象利用者

<多床室の場合>

(第1段階) ※生活保護受給者など

多床室		サービス提供体 制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要支援1	610	18	34	0	300	200	1,162	8,134
要支援2	768	18	34	0	300	200	1,320	9,240

(第2段階) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が年80万円以下の人

多床室		サービス提供体 制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要支援1	610	18	34	370	600	200	1,832	12,824
要支援2	768	18	34	370	600	200	1,990	13,930

(第3段階①) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が80万円以上120万円以下の人

多床室		サービス提供体 制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要支援1	610	18	34	370	1,000	200	2,232	15,624
要支援2	768	18	34	370	1,000	200	2,390	16,730

(第3段階②) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が120万円超の人

多床室		サービス提供体 制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要支援1	610	18	34	370	1,300	200	2,532	17,724
要支援2	768	18	34	370	1,300	200	2,690	18,830

<個室の場合>

(第1段階) ※生活保護受給者など

個室		サービス提供体 制強化加算	在宅復帰慮 要支援加算	居住費	食費	日用品費 教養娯楽	計	7日利用
要支援1	577	18	34	490	300	200	1,619	11,333
要支援2	721	18	34	490	300	200	1,763	12,341

介護予防短期入所療養介護利用料(概算)

(第2段階) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が年80万円以下の人

個室	サービス提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要支援1	577	18	34	490	390	200	1,709	11,963
要支援2	721	18	34	490	390	200	1,853	12,971

(第3段階①) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が80万円以上120万円以下の人

個室	サービス提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要支援1	577	18	34	1,310	1,000	200	3,139	21,973
要支援2	721	18	34	1,310	1,000	200	3,283	22,981

(第3段階①) ※住民税非課税世帯で年金などの収入の合計が120万円超えの人

個室	サービス提供体制強化加算	在宅復帰慮要支援加算	居住費	食費	日用品費	計	7日利用	
					教養娯楽			
要支援1	577	18	34	1,310	1,300	200	3,439	24,073
要支援2	721	18	34	1,310	1,300	200	3,583	25,081

※個室利用の場合は特別室料として別途1日に1,100円

※二人室利用の場合は特別室料として別途1日に550円かかります。

※上記の他、送迎を施設で行った場合 片道:184円

※医師の指示により施設で療養食を提供した場合 1食:8円

※個別リハビリを行った場合 1日:240円

上記の費用がそれぞれ加算されます。

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。

通所リハビリ利用料個人負担(概算)

(1)通所リハビリテーションの利用料(1日当たり)

(単位:円)

①1時間以上～2時間未満

区分	入浴介助 加算	サービス体 制強化加算	リハビリ提供 体制加算	食費 (昼食費)	日用品費	教養娯楽費	計
要介護1	366	18			50	100	534
要介護2	395	18			50	100	563
要介護3	426	18			50	100	594
要介護4	455	18			50	100	623
要介護5	487	18			50	100	655

①2時間以上～3時間未満

区分	入浴介助 加算	サービス体 制強化加算	リハビリ提供 体制加算	食費 (昼食費)	日用品費	教養娯楽費	計
要介護1	380	18			50	100	548
要介護2	436	18			50	100	604
要介護3	494	18			50	100	662
要介護4	551	18			50	100	719
要介護5	608	18			50	100	776

②3時間以上～4時間未満

区分	入浴介助 加算	サービス体 制強化加算	リハビリ提供 体制加算	食費 (昼食費)	日用品費	教養娯楽費	計	
要介護1	483	40	18	12	650	50	100	1,353
要介護2	561	40	18	12	650	50	100	1,431
要介護3	638	40	18	12	650	50	100	1,508
要介護4	738	40	18	12	650	50	100	1,608
要介護5	836	40	18	12	650	50	100	1,706

③4時間以上～5時間未満

区分	入浴介助 加算	サービス体 制強化加算	リハビリ提供 体制加算	食費 (昼食費)	日用品費	教養娯楽費	計	
要介護1	549	40	18	16	650	50	100	1,423
要介護2	637	40	18	16	650	50	100	1,511
要介護3	725	40	18	16	650	50	100	1,599
要介護4	838	40	18	16	650	50	100	1,712
要介護5	950	40	18	16	650	50	100	1,824

④5時間以上～6時間未満

区分	入浴介助 加算	サービス体 制強化加算	リハビリ提供 体制加算	食費 (昼食費)	日用品費	教養娯楽費	計	
要介護1	618	40	18	20	650	50	100	1,496
要介護2	733	40	18	20	650	50	100	1,611
要介護3	846	40	18	20	650	50	100	1,724
要介護4	980	40	18	20	650	50	100	1,858
要介護5	1,112	40	18	20	650	50	100	1,990

⑤6時間以上～7時間未満

区分	入浴介助 加算	サービス体 制強化加算	リハビリ提供 体制加算	食費 (昼食費)	日用品費	教養娯楽費	計	
要介護1	710	40	18	24	650	50	100	1,592
要介護2	844	40	18	24	650	50	100	1,726
要介護3	974	40	18	24	650	50	100	1,856
要介護4	1,129	40	18	24	650	50	100	2,011
要介護5	1,281	40	18	24	650	50	100	2,163

通所リハビリ利用料個人負担(概算)

上記以外に下記のようなサービスを実施した場合は所定の費用がかかります。

①栄養改善加算

※低栄養状態の改善を目的として個別的に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合
1回:200円 月に2回まで 利用開始から3ヶ月以内

②口腔・栄養スクリーニング加算

※利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員へ
文書で共有した場合 1回:20円 6月に1回を限度

③口腔機能向上加算

※口腔機能の向上を目的として個別的に口腔清掃の指導又は実施、摂食嚥下訓練の指導又は
実施した場合

1回:150円 月に2回まで 利用開始から3ヶ月以内

④リハビリテーションマネジメント加算(A)イ

560円/月 開始から6月以内
240円/月 開始から6月超

リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ

593円/月 開始から6月以内
273円/月 開始から6月超

⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算

・退院(退所)日又は認定日から1ヶ月超3ヶ月以内にリハビリを行った場合 110円/日

⑥施設で送迎を行わない場合

47円減算/片道

⑦感染症及び災害により臨時的に利用者数が一定減少している

(+)3/100

⑧科学的介護推進体制加算

40円/月

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。

介護予防通所リハビリ個人負担(概算)

(単位:円)

区分	基本費用	サービス体制強化加算
要支援1	2,053/月	72/月
要支援2	3,999/月	144/月

食費(昼食)	日用品費	教養娯楽費
650/食	50/日	100/日

例:要支援1の利用者が月4回利用した場合、1ヶ月の利用料

基本費用	食費	日用品費	教養娯楽費	計
2,125	2,600	200	400	5,325

例:要支援2の利用者が月8回利用した場合、1ヶ月の利用料

基本費用	食費	日用品費	教養娯楽費	計
4,143	5,200	400	800	10,543

上記のサービスにプラスして

- | | |
|--------------------|---|
| ①運動機能向上サービスを利用した場合 | 225/月 |
| ②栄養アセスメント加算 | 50/月 |
| ③栄養改善加算 | 200/月 |
| ④口腔・栄養スクリーニング加算 | (I) 5/回 (6月に1回限度)
(II) 150/回 (6月に1回限度) |
| ⑤口腔機能向上加算 | 150/回 (月2回を限度)
160/回 (月2回を限度) |
| ⑦科学的介護推進体制加算 | 40/月 |

が加算されます。

※利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合

要支援1	-20 /月
要支援2	-40 /月

※上記の請求金額は1割負担の方の場合です。

2割負担の方は、1割の保険分の合計を2倍にして計算したものが請求額となります。

3割負担の方は、1割の保険分の合計を3倍にして計算したものが請求額となります。